

## 平成21年度事業計画（案）

ユニバーサルサービス制度稼働4年目となり、交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務等順調に推移してきているが、平成21年度は制度の一層の定着化に努めるとともに効率化に配意しつつ支援業務の強化を図るため以下の事業を推進する。

### 1 交付金の交付及び負担金の徴収に係る関係業務の的確な実施

#### (1) 交付金の交付、負担金の徴収に係る業務の的確な実施

交付金の交付及び負担金の徴収の業務については、実施後3年目となり前年度の実施結果を踏まえ交付金の交付及び負担金の徴収業務を引き続き的確に実施のこととする。

#### (2) 交付金の額及び負担金の額等についての認可申請の円滑な実施

関係法令に基づき、以下の事務を適切かつ円滑に実施することとする。

法第109条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定し当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けること

法第110条第2項の規定に基づき、負担金の額を算定し当該負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けること

総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき番号単価を算定すること

#### (3) 外部機関による会計経理事務におけるチェック機能の強化

交付金の交付及び負担金の徴収事務を適正かつ公正・確実に実施するため、引き続き外部機関（公認会計士等）による会計経理事務におけるチェック機能の強化を図る。

### 2 周知・広報活動及び問い合わせ対応の実施

## ( 1 ) 多面的な周知・広報活動の実施

より一層のユニバーサルサービス制度の周知を図るため、これまでの実施結果を踏まえ、インターネットの多面的な活用や周知資料の充実、その他必要な行事など効率性を配慮しつつ、関係者と連携のもと実施する。

## ( 2 ) 円滑な問い合わせ対応

関係電気通信事業者及び一般利用者からの問い合わせ等が年間を通じて相当数あり、特に番号単価の算定や料金請求書が送付された直後などは問い合わせが増加する。

これら問い合わせに迅速、的確に対応するため支援業務室及びコールセンターによる対応について効率性を配慮しつつ継続実施する。

## 3 支援業務諮問委員会の運営

法第 1 1 3 条第 2 項の規定に基づき、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法、番号単価の算定、その他、支援業務の実施に関する重要事項を調査審議するため開催される諮問委員会の運営に資することとする。

同委員会の開催の時期は、交付金及び負担金の額等の認可申請案等作成時、予算作成時及び修正番号単価算定時の 3 回を定例開催とする。

## 4 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を引き続き円滑に、かつ、効率的に実施する視点から業務執行体制の整備強化を図るとともに、関係規定の整備、関係機関等との連携強化などの推進に努める。

## 5 情報公開の実施

支援機関の財務状況、番号単価、交付金及び負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報の公開をホームページや自動音声・FAX案内サービス等を活用して可能な限り実施する。